

# 不動産登記オンライン申請システムにおける 連件処理に関するご提案

- 
- 第1章 問題の所在  
第2章 連件処理についてのご提案  
第3章 まとめ
- 

## 電子申請推進コンソーシアム

登記オンライン申請検討委員会

委員長 大塚 至正

委員 宇都正一郎

長岡 幸仁

乗松 真二

事務局 鹿野谷武文

事務局 田原佳代子

# 目 次

## 1、問題の所在

- (1) 不動産登記の特質
  - ① 連件一括申請
    - ア、定義
    - イ、不動産取引に関連する登記事件数
    - ウ、具体的事例
    - エ、連件一括申請の特質
  - ② 本人申請と資格者代理人申請
    - ア、申請手続きの流れ
    - イ、本人申請と資格者代理人申請の特質
- (2) 不動産登記オンライン申請に求められる要件

## 2、連件処理についてのご提案

- (1) 連件申請データの基本的な構成
- (2) 検討のための前提条件
  - ア、登録免許税の取扱い
  - イ、照会番号・パスワード通知先、登記完了通知通知先
  - ウ、登記識別情報の取扱い
  - エ、資格者代理人の取扱い
- (3) 構成管理情報の詳細
- (4) 個別事件情報の詳細
- (5) 添付書類情報の詳細
- (6) 電子署名情報

## 3、まとめ

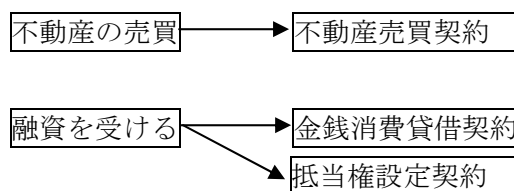
# 1、問題の所在

## (1) 不動産登記の特質

### ① 連件一括申請

#### ア、定義

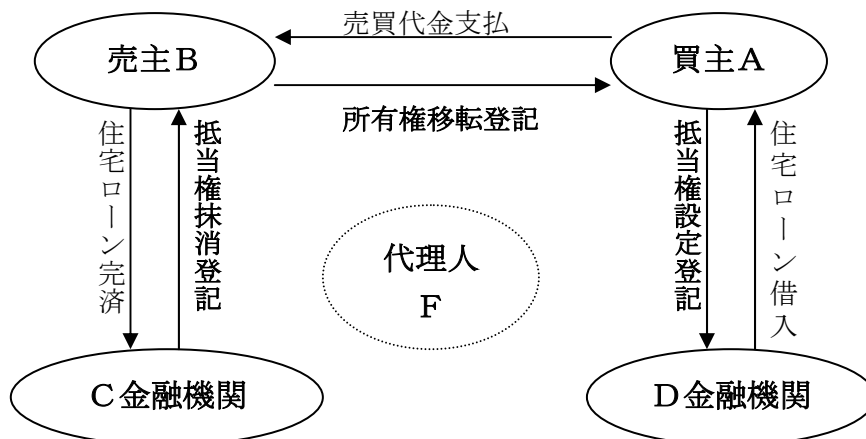
不動産取引は経済的行為ですが、法的側面から見ると、所有権、担保権、用益権として複雑に絡みあって取引がなされています。代表的な不動産の売買においても、買主は銀行の融資を受けて不動産を購入するのが一般的で、この中には以下のような契約が重なり合っています。



これらの契約の履行と同時に、第三者対抗要件として登記がされます。登記は、不動産取引等による権利変動を第三者に対抗するためのものですが、経済社会においては、代金決済、債権保全等の契約履行と登記申請を同時に行うことによって、契約の履行と登記に齟齬を来さないようにしています。

上記契約に対する登記の内容としては、売買による所有権移転登記、金銭消費貸借契約に基づく抵当権設定登記などがあり、関連する2つ以上の登記を同時に申請するケースは頻繁に存在します。本提案書では、2つ以上の登記を同時に申請するものを連件一括申請と呼ぶこととします。また、1つの登記のみで完結する申請を単件申請と呼ぶこととします。

(連件一括申請例)



## イ、不動産取引に関連する登記事件数

法務省「民事・訟務・人権統計年報（平成13年）」によると、平成13年の不動産登記事件数は20,211千件、そのうち11,316千件が権利の登記となっています。次の表は、不動産の売買、担保権の設定に関連する代表的な登記事件数を抜き出したものです。権利の登記総事件数のうち、下表にあるような6種類の登記が、土地では70.8%、建物では83.7%を占めています。6種類の登記には単件申請もかなりあるとは思われますが、不動産の取引や担保設定に伴う連件申請がかなりのウエイトを占めていると考えられます。

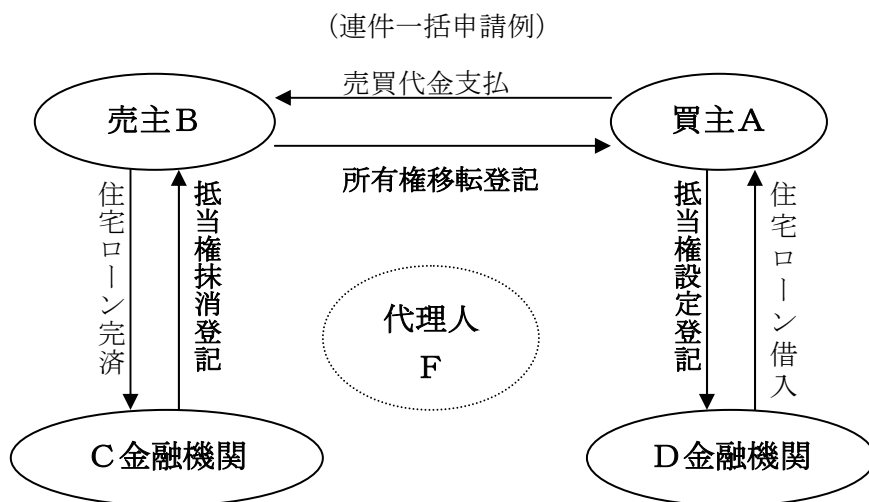
平成13年権利の登記の事件数 (単位=千件)

	土地に関する登記	建物に関する登記
権利の登記(総事件数)	8,649	2,667
①所有権の保存	59	854
②売買による所有権移転	1,643	221
③抵当権設定	1,063	441
④根抵当権設定	310	67
⑤登記名義人の表示の変更・更	947	172
⑥登記の抹消	2,104	477
①～⑥小計	6,126	2,232
(%)	70.8%	83.7%

司法書士からのヒヤリング結果によると司法書士の不動産登記事件年間取扱総数中、連件一括で申請した登記事件数は2/3を占めると言われています。残りの1/3が単件申請と推測され、不動産登記事件においては、連件一括申請が多数を占めていることがわかります。

## ウ、具体的事例

住宅ローン借入れの場合を例にとって不動産取引の内容とそれに対応する登記を比較することによって、連件一括申請の特徴を検討します。



### (ア) 不動産取引と対応する登記

順序	不動産取引	対応する登記
1	売主BはC金融機関へ住宅ローンを返済します。	抵当権抹消登記
2	売主Bは不動産を買主Aへ移転し売買代金の支払いを受けます。	所有権移転登記
3	買主AはD金融機関から住宅ローンの借入れを行ないます。	抵当権設定登記
⋮		
N	以下必要に応じて継続	同左

### (イ) 特徴

#### a、多数の関与者

上記の例で見ても、売主B、買主A、C金融機関、D金融機関の4者が当事者として参加します。複数の金融機関から融資を受ける際や当事者が共有であるような場合はさらに多くの関与者が一つの連件一括申請にかかわることになります。

#### b、連件数は特定されない

連件の件数は上記のように3件の場合もあれば、前提登記として登記名義人の表示変更登記が追加されたり、複数の金融機関から融資を受けたりすることは日常的に行なわれており、5件以上の連件となることは珍しくありません。従

って、連件一括申請の件数は2件以上N件までで特定されません。

c、順序性

上記の1～3の流れは全て前提となる登記が完了してはじめて、次の登記が可能となるという性格を持っています。また、複数の抵当権設定登記がある場合は、登記の順番によってその順位が決定されます。即ち、連件一括申請においては、順序をたがえると不動産取引自体が成立しない性質を持ちます。

d、同時性

3番目の抵当権設定登記においては2番目の所有権移転登記の登記済証を持って、はじめて登記が可能となります。ところが、抵当権設定登記が完了しなければ金融機関は融資を実行せず、1番目の抵当権抹消登記は行なうことができず、2番目の所有権移転登記も行なわれないこととなります。このように、連件一括申請における登記は不動産取引条件的にも構成される複数の取引（＝登記）を同時に実行（＝申請）することによってはじめて成立するという性質を持っています。不動産取引において関与者が一同に会して複数の取引を実行することを立会（決裁）と呼ばれ、幅広く行なわれています。

e、様々なバリエーション

(a) 基本形

不動産の売買に関わる取引	
融資を受けて土地を購入する	所有権移転 → 抵当権設定
融資を受けてマンションを購入する	所有権保存 → 抵当権設定
私道部分付の土地を購入する	所有権移転 → 持分移転
融資等による債権保全のための、担保権の設定に関わる取引	
複数の金融機関からの融資により担保設定	抵当権設定が複数
同様に担保権設定および順位の変更	抵当権設定 → 順位変更
複数管轄登記所わたる抵当権設定や抵当権追加設定	A管轄への抵当権設定 → B管轄への 抵当権（追加）設定
取引の前提となる登記	
売主の抵当権を抹消して売買する	抵当権抹消 → 所有権移転
売主の名義変更をして売買する	所有権登記名義人変更 → 所有権移転
数個の担保権の抹消登記	抹消登記が複数
共有者の登記名義人変更	所有権登記名義人変更が複数

(b) 多数の組み合わせによる連件パターン

抵当権抹消 → 所有権移転 → 抵当権設定登記
所有権登記名義人変更 → 所有権移転 → 根抵当権追加設定
所有権登記名義人変更 → 抵当権抹消 → 所有権移転 → 持分移転 → → 抵当権設定 → 根抵当権追加設定
抵当権設定 → 抵当権設定 → 順位変更

(c) マンション等の集団事件

- ・マンション専有部分の各部屋の保存登記を一括で行う登記
- ・宅地造成の換地

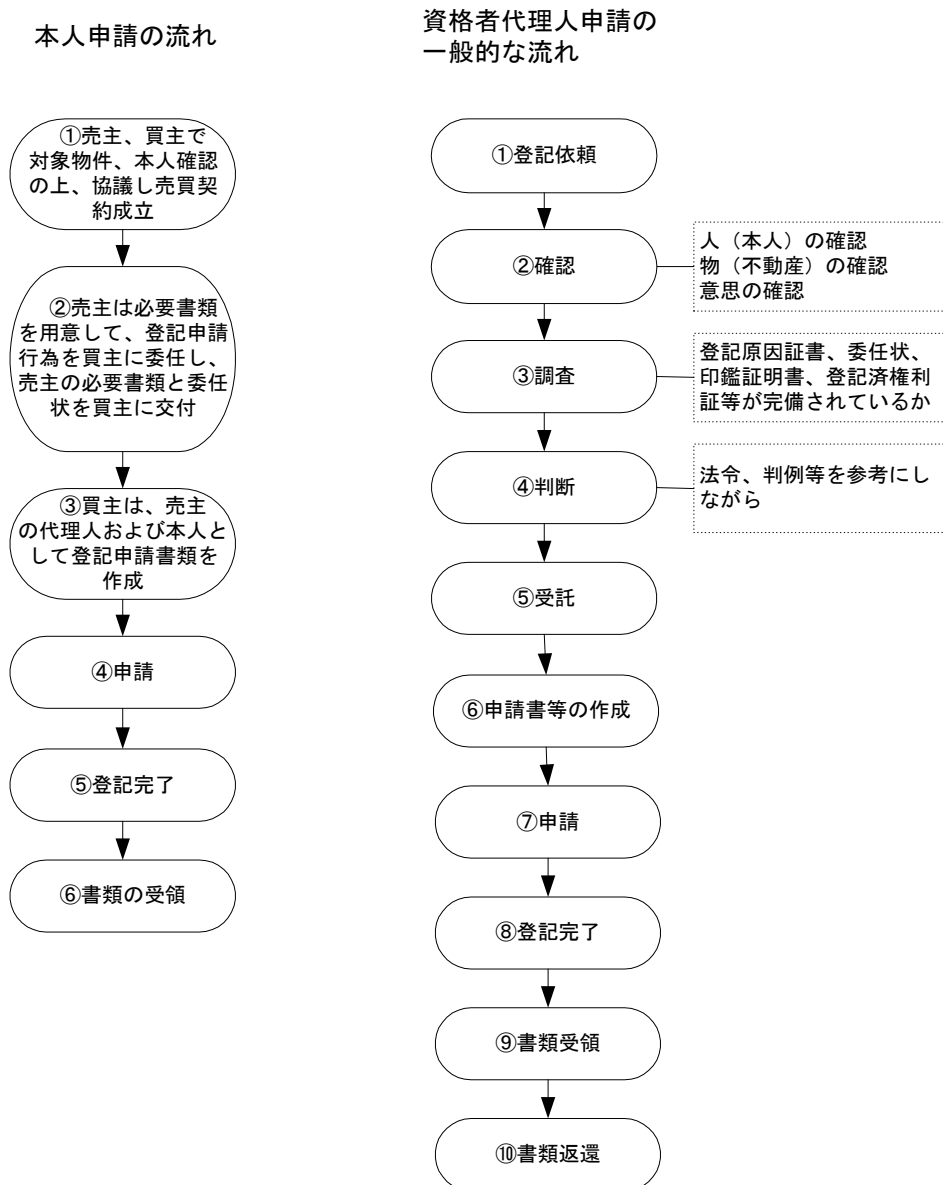
## エ、連件一括申請の特質

- (ア) 不動産登記の多数は連件一括申請であり、これは不動産取引の実態に齟齬をきたさないために行なわれている。
- (イ) 連件一括申請には権利者・義務者などの関与者が多数登場する。
- (ウ) 連件数は特定されない。
- (エ) 連件一括申請では、申請の順位性と同時性が重要である。

## ② 本人申請と資格者代理人申請

### ア、申請手続きの流れ

本人申請と資格者代理人の申請に分けて、図に表すと、おおよそ以下のような流れになると思われます。



## イ、本人申請と資格者代理人申請の特質

### (ア) 本人申請

- a、司法書士からのヒヤリングによると、不動産登記の本人申請は次のような申請が多いと言われています。
  - (a) 親子間の極めて親しい者同士の贈与等の登記、相続の登記
  - (b) 担保権の抹消
  - (c) 消費者金融における担保権の設定

b、本人申請の場合、不動産売買等における売主と買主の直接取引においては、買主にとっては、物件調査や法的調査、登記申請書類作成や手続の知識、売主にとっては、売却代金のスムーズな入金に対する不安があります。こうしたことから、身内間の取引など相当な信頼関係のある間柄でなければ取引は難しいと思われま

す。また、親しい当事者間での贈与・売買を原因とするような登記でも、必要な添付書類を用意し、法的な要件を整えて本人申請で一般人が登記申請するのは容易ではありません。

さらに、本人申請で連件一括申請するとなると、権利者・義務者の利害が相対立している登記において、誰が主体的に取引および登記をするのか、関与者が多いだけに、時間を要するあるいは完結しないという問題が存在します。特に、連件一括申請における本人申請は存在するとしても、融資が絡む場合、金融機関は本人申請については、まず同意しないと考えられます。

### (イ) 資格者代理人による申請

a、抵当権の付いた不動産の売買取引における連件一括申請では、抵当権の抹消がされて、初めて所有権移転ができ、買主側の金融機関も第一順位で抵当権設定が可能になります。取引の履行と決済とともに、登記の真正性に対する保証に込んでいるのが資格者代理人です。中でも司法書士は双方代理で代理権を認められていることから、特に連件事件においては、その活用が欠かせないものとなっています。

b、不動産登記においては、資格者代理人は法律専門家として第三者的立場から、人・もの・意思の確認、これらを裏付ける書類の確認を行い、法的判断に基づいて申請書等の書類作成および申請手続を行ないます。

c、こうしたことを理由として、不動産登記においては司法書士等資格者代理人による申請が圧倒的に多いといえます。

(ウ) オンライン申請における本人申請と代理人申請

- a、本人申請に関しては前述のような問題点はあるものの、不動産登記申請自体は本人申請が可能であることから、不動産登記オンライン申請においても、連件一括申請で本人申請できる申請方式を考慮する必要があります。
  
- b、現行の窓口申請では資格者代理人が連件事件における重要な役割を果たしており、オンライン申請になったからといって資格者代理人の役割が変わるとは考えられません。オンライン申請においては、不動産取引をより円滑に進めるためにも、資格者代理人が利用する申請方式を考慮する必要があります。

**(2) 不動産登記オンライン申請に求められる要件**

- ア、不動産登記において多数を占める連件処理をオンライン登記申請システムにおいて実態に即した形で効率よく処理できる仕組みを実現することが重要である。
- イ、単純な登記申請については、分かりやすく、できるだけ簡単に本人申請ができる申請方式を検討する必要がある（※1）。
- ウ、権利移動と代金決済を同時履行する連件処理においては、本人申請以外にも代理人を活用した効果的な申請方式を検討する必要がある。
- エ、連件一括申請では、申請の順序を確保したまま同一案件として受付する必要がある。
- オ、連件一括申請では、登場する申請人が多数にわたることから、申請データのほか、電子署名、電子証明書、添付書類データ等を同一案件として整序・整合する必要がある。

以上の要件に基づき、具体的な連件一括申請のデータ形式や処理方式について第3章において提案します。

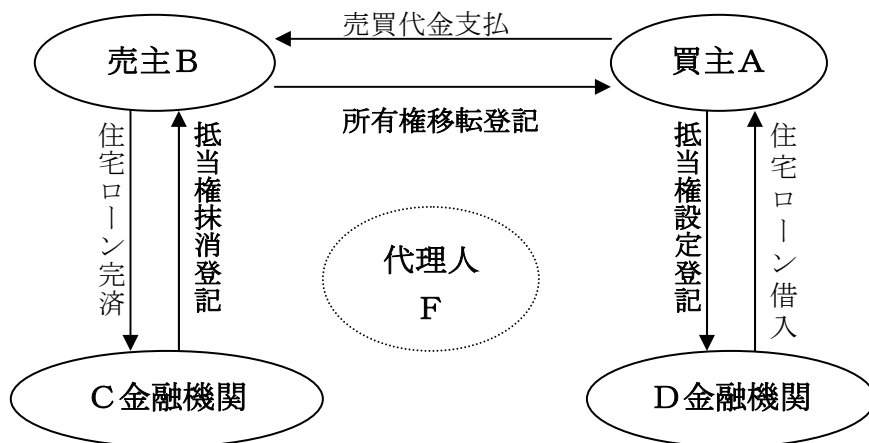
- ※1 現在法務省ホームページでは、登記申請書の書式は表示登記を含めて7つの書式が一太郎およびPDF形式で提供されています。こうした書式に関してはできるだけ簡単に本人申請ができる方式を検討する必要があると思われます。

## 2、連件処理についてのご提案

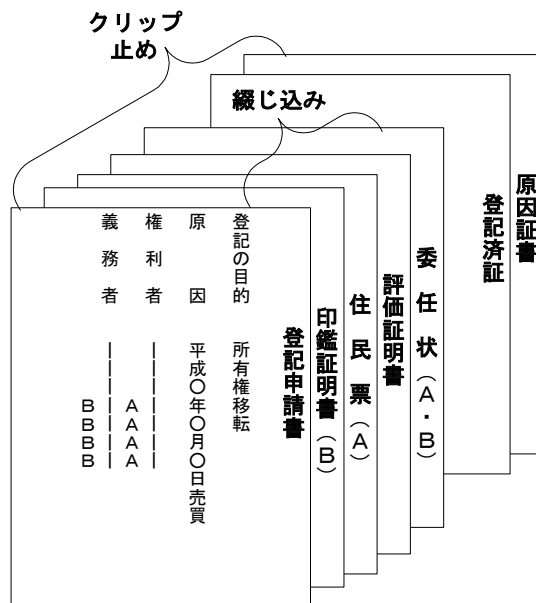
### (1) 連件申請データの基本的な構成

#### ① 窓口申請における連件処理

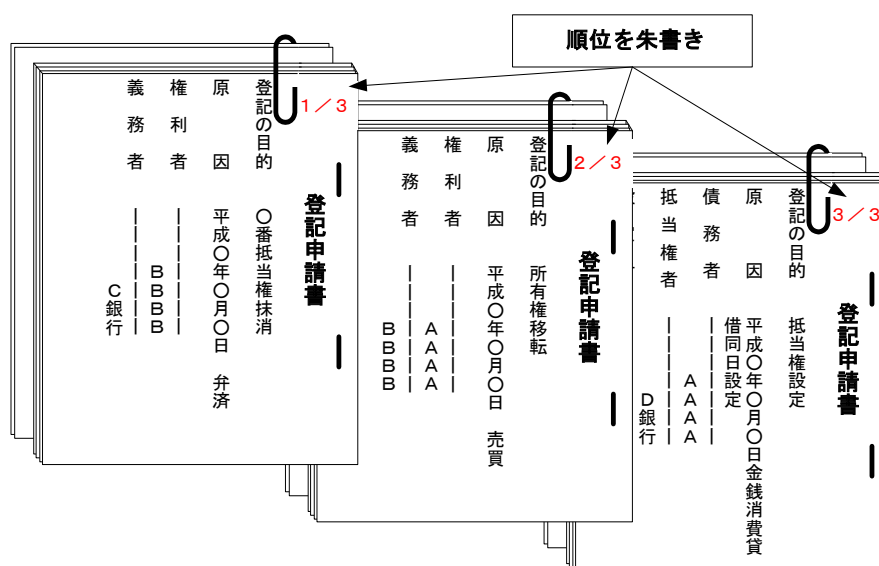
ア、紙申請における代表的な連件事件（売主の抵当権抹消、売買による所有権移転、買主の住宅ローン借入れに伴う抵当権設定）の流れは以下の通りです。



イ、1事件単位の書類の綴り方は、登記申請書を筆頭にして証明書、委任状等の添附書類をホッチキス等で綴じ込み、返却される書類（登記済証、原因証書等）とともにクリップ止めしたものを連件事件数分作成します。



ウ、連件単位での書類のまとめ方は、各登記の整合性を確保するために、抵当権抹消登記申請書に1/3、所有権移転登記申請書に2/3、抵当権設定申請書3/3の順位を赤で書込みし、各綴りをその順序で申請箱に投函します。



## ② 汎用受付等システムの共管データの参照

ア、不動産登記オンライン申請が単に不動産登記手続の利便性にとどまらず、各省庁の「横断的な類似業務・事業の整理」(e-Japan 戦略より)を行い「行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を実現する」(同前)ためには、汎用受付等システムの構築・運用に関する共通事項(平成14年3月29日基本問題専門部会了承、平成14年8月30日改正共通システム専門部会了承)で示されている申請データの構成を参照して連件の基本的なデータ構造を構築する必要があります。

イ、政府の「汎用受付等システムの構築・運用に関する共通事項」では、申請者と各行政機関の汎用受付等システムの間で受け渡しする共管手続における申請データの構成について、以下のように示されております。

[申請データの情報の構成]

### (ア) 構成管理情報

申請データを構成する各要素(イ)～(エ)を識別し、管理するための情報

### (イ) 申請書(申請書様式、申請情報)

各手続に定められた申請書様式に申請者の氏名、申請内容等が記載された情報

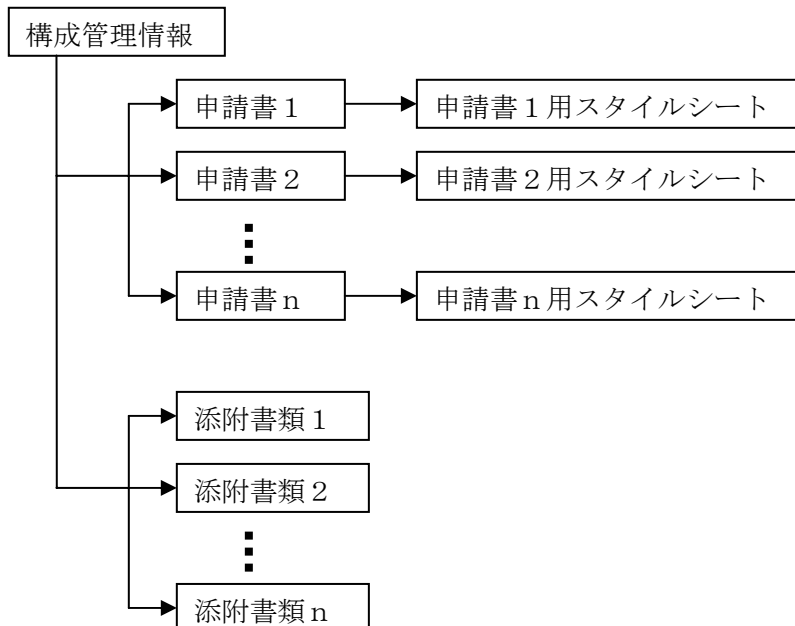
### (ウ) 添付書類

各手続に必要なとなる申請書以外の情報（証明書、図面等）

(エ) 署名情報

申請者が行った電子署名に関する署名値、申請者証明書等の署名関連情報

[共管手続における申請データの構成]



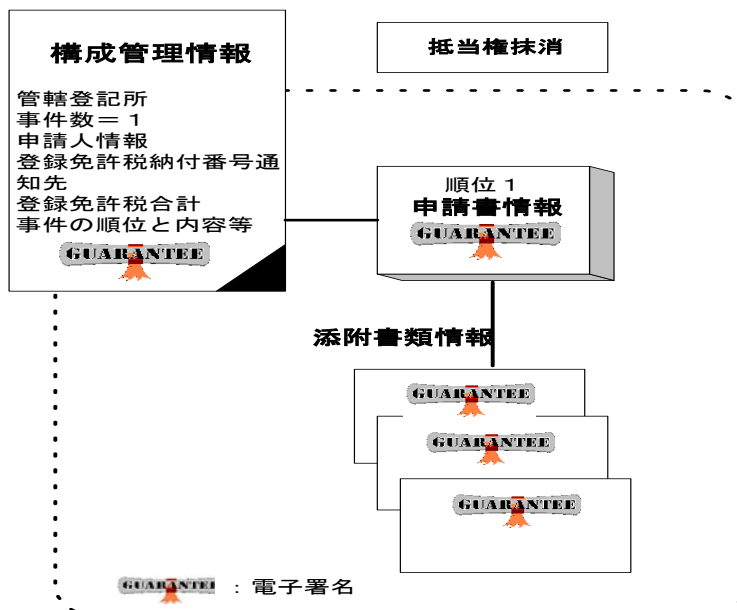
③ 連件一括申請の申請データの構成

現在の窓口における連件一括申請方式及び汎用受付等システムの共管手続における申請データ構成をもとに、以下のような連件一括申請のデータ構成を提案します。

ア、概念図

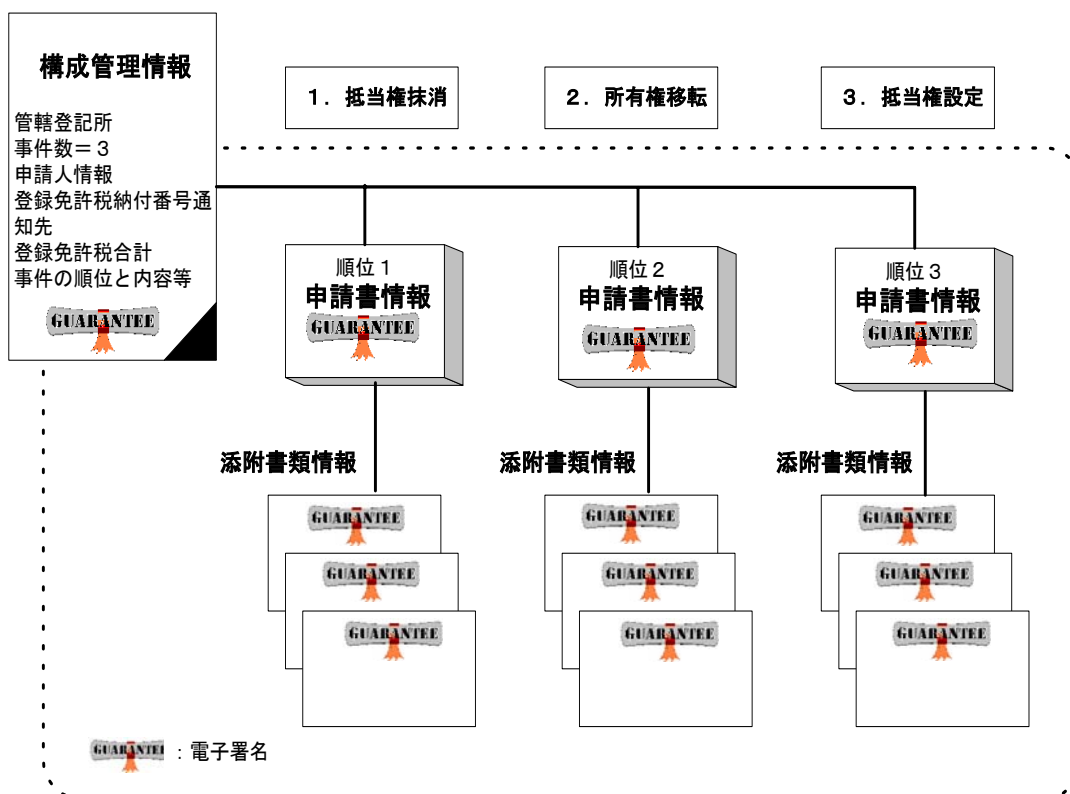
(ア) 単件の場合

**単件申請**



(イ) 連件の場合

## 連件一括申請



イ、特徴

(ア) 階層構造

現在の紙申請と同様に各事件関係のデータと順序が階層構造として管理されます。なお、各事件の申請書情報や添付書類情報はサブフォルダに格納するのではなく、全て同一フォルダ内に格納されます。その関連性は構成管理情報において指定・管理されます。また、各申請書情報と添付書類や署名や関連情報の関係も構成管理情報において明確に管理されます。

(イ) 受付と処理

一つの構成管理情報でまとめられた1申請単位は法務省オンライン申請システムにおいて同一に受付・処理され、登記所システムにおいても同一に受付され、配下の各事件はその順序ごとに受付番号を付与されます。

(ウ) 1 連件 1 構成管理情報

単件、連件に係らず必ず 1 申請単位には 1 構成管理情報を持ちます。単件はあくまで連件の事件数 1 のパターンであり、管理できる連件数に上限は設けませんが、添付書類数によっては全体容量の制限により、連件数も制限されることも有りえます。

(エ) 本人申請と代理人申請

本人申請、資格者代理人申請ともに共通に扱えるものとします。

(オ) 一部補正

1 単位申請は同時に処理されることを条件として、連件の中に一部補正があったとしても他の登記のみ先に処理されることがありません。

(カ) ファイル形式の公開が可能

債権譲渡登記オンライン申請の登記共通事項ファイルや債権個別事項ファイルのように、一定の仕様を取り決めて、個別申請書情報を作成できる仕様にすれば、絶えず専用ソフトを利用しなくても、オンライン申請の準備段階をあらゆる手段を利用して行なうことが可能となります。

※ なお、詳細な取扱いを検討する必要がある項目については「(3) 検討のための前提条件において」で詳細な考察を行ないます。

ウ、長所

(ア) 複数の申請をまとまりのある 1 単位として申請し受付処理できる。

(イ) 単件・連件、本人申請・代理人申請のいずれの場合も同一の形式で処理でき、連件数にも制限のないことからシンプルでありフレキシブルである。

(ウ) 現在の紙申請における連件処理を構造的に取り入れているため、申請者側・法務局側の何れの側にも理解しやすい。

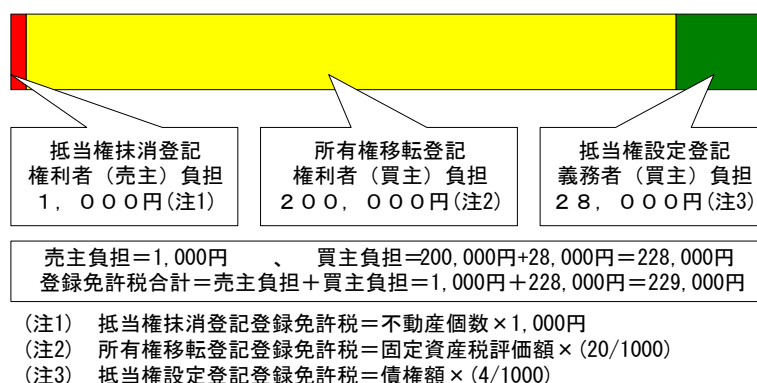
(エ) 汎用受付等システムの共管手続の基準に従っているため将来的に省庁横断的な汎用申請システム（ワンストップ申請やマルチ申請）の要請があった場合も、データの基本的構造を変化させることなく対応することが可能となる。

## (2) 検討のための前提条件

### ア、登録免許税納付番号通知先の取扱い

(ア) 連件一括申請においては、個別の申請書ごとに登録免許税を負担する当事者が異なることから、申請書情報ごとに管理すべきか、あるいは一括して1申請人の納付ですますかという問題があります。

例えば、1筆の土地の抵当権を抹消し、その土地（固定資産税評価額1000万円）を売買し、債権額700万円で抵当権設定をする場合、現在の連件一括申請の登録免許税負担者および負担金額は通常下記のとおりです。



この例においては売主が1,000円、買主は228,000円を負担することになります。代理人申請では、登録免許税分の費用は事前に預かっておいて代理人が納付するのが通常です。本人申請では、所有権移転の買主等、連件一括申請の主登記の当事者が登録免許税を全額払い込んだ上で、当事者間で精算します。また、共有者の場合についても、共有者のいずれか一人が払い込んだ上で、当事者間で精算します。

(イ) 現状の窓口申請では、登録免許税の負担割合はともかくとして、申請段階においては連件一括申請に関する印紙が一括で納付されています。もしオンライン申請において多人数が、登録免許税納付番号を取得して、歳入金電子納付システムを利用して登録免許税を納付するとなると、全員が納付完了するまで管轄登記所において調査が開始されないなど、実際の運用にそぐわない面があります。従って、登録免許税納付番号通知先は、本人申請は当事者の中から代表者1名に、代理人申請は代理人1名に絞ることを提案します。

## イ、照会番号・パスワード通知先、登記完了通知通知先等

### (ア) 照会番号・パスワード、登記完了通知

#### a、本人申請の場合

本人申請においては、登記申請後の処理状況・進捗状況の確認は、全員の当事者が該当する登記申請について確認できる必要があります。登記完了通知も全員が該当分を取得できる必要があることから、照会番号・パスワード、登記完了通知の連絡先は全員とすべきであると考えます。

#### b、資格者代理人申請の場合

資格者代理人申請においては、実質的に処理状況の確認や公文書の取得は資格者代理人が行い、照会番号・パスワード、登記完了通知の通知先は登録免許税納付番号通知先と同様、代理人にすべきであると考えます。

#### c、無資格者代理人申請の場合

無資格者代理人の場合は、通常は権利者、義務者のいずれかが片方に委任するようなケースであり、利害対立する片方（代理人）のみだけが登記の処理状況・進捗状況を確認できるというのでは代理人の不正な登記を牽制できない可能性もあります。こうしたことから、無資格者代理人による申請は本人申請と同様に照会番号・パスワード、登記完了通知の連絡先は全員とすべきであると考えます。

### (イ) 登記識別情報ダウンロード取得者

#### a、本人申請の場合

登記識別情報は、登記完了時に登記権利者に対して登記識別情報を交付することになっており、本人申請においては登記識別情報ダウンロードは登記権利者に許可されることになります。

#### b、資格者代理人申請の場合

オンライン登記申請制度研究会最終報告書では、窓口申請の場合は登記権利者または代理人に、本人確認または代理権限の確認をした上で、登記識別情報を記載した書面を交付することとされて、オンライン申請においても、登記識別情報は登記権利者の公開鍵で暗号化されて交付されるとされています。

こうしたことから、資格者代理人が登記識別情報をダウンロードしても登記権利者以外は登記識別情報自体を見ることはできません。また、資格者所属団体の電子証明書および電子署名が存在することから、資格者代理人であ

ることは容易に判別可能です。さらに、資格者代理人は倫理規定を持つことから、その悪用も考えられません。

従って、資格者代理人申請の場合は、登記申請時に権利者から登記識別記号の取得を委任されている場合は、資格者代理人が登記識別情報のダウンロード取得者とすべきと考えます。

c、無資格者代理人申請の場合

倫理規定を持たない無資格者代理人申請の場合は、各申請の登記権利者がダウンロード取得者とすべきと考えます。

(ウ) 各通知先・取得者を本人申請、無資格者代理人申請、資格者代理人申請に分けてまとめたものが下表です。

照会番号・パスワード、登記完了通知、登記識別情報ダウンロード通知先

	照会番号・パスワード通知先	登記完了通知通知先	登記識別情報ダウンロード取得者
本人申請	全員	全員	登記権利者
無資格者代理人申請	全員	全員	登記権利者
資格者代理人申請	代理人	代理人	代理人

## ウ、登記識別情報の特例取扱い

(ア) 登記識別情報一部不存在の場合の取扱いについて

a、共有持分の場合の登記識別情報

オンライン登記申請制度研究会最終報告書では、登記権利者が複数である場合には、各登記権利者毎に異なる登記識別情報を交付するものとされています。また、共有者の1人が他の共有者から持分を譲り受けたときは、同一不動産について従前の持分に対応する登記識別情報のほか、新たに譲り受けた持分に対応する登記識別情報を有することになるとされています。

例えば、共有状態から複数回にわたって持分移転をした場合、登記済証と登記識別情報の取得状況を比較すると以下の表のようになります。登記済証の場合、登記権利者が複数（共有）の場合は共有者全員分が1通に記載されていますが、登記識別情報の場合は各人ごとに登記識別情報が交付されるという相違点があります。

	所有状態または登記の内容	登記済証	登記識別情報
1	A, B, C共有で各自1/3を所有	<u>①A, B, C(A・1/3, B・1/3, C・1/3)</u>	<u>①A(1/3)</u> <u>②B(1/3)</u> <u>③C(1/3)</u>
2	AからCへA持分全部移転	<u>①B, C(B・1/3, C・1/3)</u> ②C(1/3) Aの権利は消滅	<u>①B(1/3)</u> <u>②C(1/3)</u> <u>③C(1/3)</u> Aの登記識別情報は消滅
3	BからCへB持分1/6を持分移転	<u>①B, C(B・1/6, C・1/3)</u> ②C(1/3) ③C(1/6)	<u>①B(1/6)</u> <u>②C(1/3)</u> <u>③C(1/3)</u> <u>④C(1/6)</u>
4	BからCへB持分全部移転	<u>①C(1/3)</u> Bの権利は消滅 ②C(1/3) ③C(1/6) ④C(1/6)	<u>①C(1/3)</u> <u>②C(1/3)</u> <u>③C(1/6)</u> <u>④C(1/6)</u> Bの登記識別情報は消滅

(注1)アンダーラインは1から存在している登記済証または登記識別情報

(注2)カッコ()内は持分を示す

b、登記識別情報一部不存在の場合の取扱いについて

(a) 登記義務者が複数（共有の場合）で登記識別情報を所有している者と所有していない者のいる場合

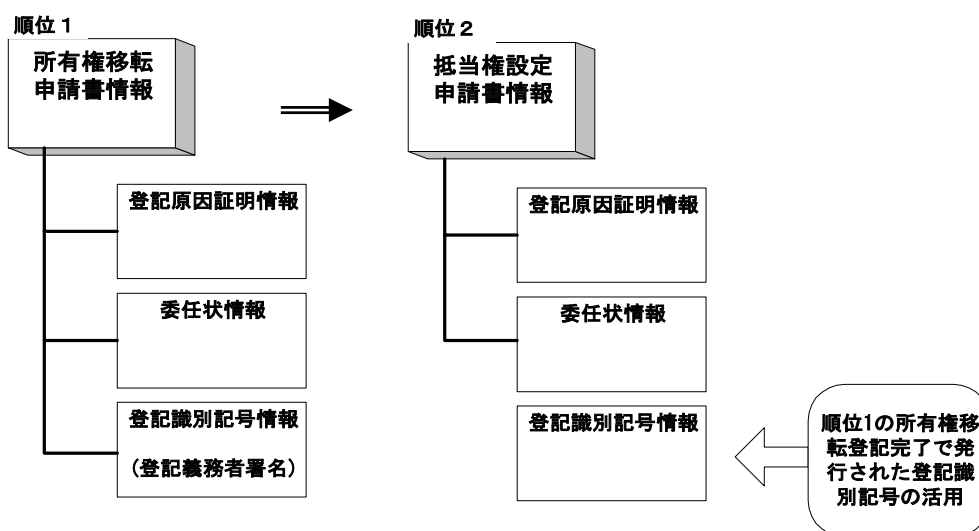
(b) 共有者の1人が他の共有者から持分を譲り受け、同一不動産について従前の持分と後で譲り受けた持分があるような場合で、一部の持分について登記識別情報がない場合

こうした場合、現在の紙申請においては、登記済証が存在する登記義務者または持分については登記済証を添付し、登記済証が存在しない登記義務者または持分については保証書を作成し申請しています。

不動産登記オンライン申請においては保証書制度は廃止され、登記原因のより厳格な確認により、真正性の向上を目指そうとしています。こうした状況を勘案する際、所有権に関する登記において、登記識別情報が一部でも存在しない場合は、従来のように一部保証書を利用することは不可能であるから登記識別情報がないものとしての取扱いが妥当な方法と思われます。

(イ) 連件一括申請における登記識別情報未交付の申請の取扱いについて

- a、現在、代表的な連件である所有権移転登記と抵当権設定登記の窓口申請においては、所有権移転登記では義務者の登記済証が添付されますが、抵当権設定登記では登記済証は添付されません。窓口申請の場合は、先順位の所有権移転登記に添付の原因証書に登記済印が押されて登記がされることから、新たな登記済証を添付書類として抵当権設定の登記がされます。
- b、オンライン申請になった場合も紙申請同様、所有権移転登記における新たな登記識別情報が発行されていない状態ですので、抵当権設定では登記識別情報を添付できません。
- c、一方、オンライン申請においては登記識別情報は登記義務者が専用の様式をダウンロードして登記識別情報情報を作成し署名をして申請することとされています。抵当権抹消・所有権移転のみを先に申請して、登記完了後、登記権利者は新しい登記識別情報を取得して抵当権設定のみを申請する、あるいは連件で同時申請して登記識別情報が存在しない登記として事前通知を待つのでは、いずれの場合においても登記完了までの手間と時間を要することになり不動産取引と登記の同時性が失われることとなります。
- d、こうした連件一括申請における登記識別情報未交付の申請の取扱いに関して、連件の2番目以降の登記において先順位の登記識別情報が必要な場合は、現行窓口申請と同様に、登記所内で先順位で発行された登記識別情報を添付書類とみなして処理すべきと考えます。



## エ、資格者代理人の取扱い

### (ア) 不動産取引現場における資格者代理人の役割

依頼者が資格者代理人に対して立会を求めるのは、登記可能性に関する資格者代理人の保証を得て不動産取引と代金決済することを目的とします。

国民の重要な財産である不動産等の権利移動に資格者代理人が必要とされているのは、手続が難しいという理由だけではなく、むしろ、手続に至る課程で、本人確認や権利関係を確認する上での専門知識・技術的ノウハウ・法律判断が不可欠であることによると考えられます。

### (イ) 不動産登記申請における資格者代理人の役割

立会を必要とする不動産取引に資格者代理人が関与する場合、資格者代理人は登記可能性（権利関係）に保証を与えるために、綿密な予備調査、登記当事者間の実体関係の調査・確認を行ないます。これらの結果により、申請書類を作成し、立会事前閲覧を経て立会に臨み、当事者本人確認、登記意思確認、書類確認を行い、法的判断をして代金決済を促し、登記申請を行ないます。

権利の登記においては、現在、登記の大多数が資格者代理人を通して申請がなされています。本人申請で申請しているケースは極めて少なく、司法書士等の専門資格者が代理人となって登記申請しており、資格者代理人が申請している不動産登記事件数は90%に及ぶと想定されます。

資格者代理人が関与した事件の具体的な流れは次ページの通りです。

立会登記（抵当権抹消、所有権移転、抵当権設定）での不動産取引と登記申請の流れ



(ウ) オンライン申請における資格者代理人の役割

- a、日本の公信力を持たない不動産登記において、登記された権利関係が実体的に存在するであろうことの推定力を保ち得ているのは資格者代理人が長年に渡って本人確認や登記原因確認を行い登記の真正性の確保を行ってきたことも大きな要因と思われます。また、資格者代理人の中でも司法書士は双方代理を認められており、共同申請および連件における多数の関与者の調整機能を果たしてきた結果、信頼を得ています。
- b、たとえば、登記申請をオンライン化して、ナビゲーションやマニュアル等を充実したとしても、共同申請主義の不動産登記にあっては、一般人が本人申請できるのは極めて限られた登記にしかならないと考えられます。不動産登記は高度な法律判断を要するものが多く、不動産登記オンライン申請においてもその存在意義を考えれば、資格者代理人の協力が引き続き不可欠なものとなると思われます。
- c、こうした資格者代理人の不動産登記制度の中で果たしている役割を考慮すると、オンライン登記申請システムにおいて、本人申請や無資格代理人とは異なる便宜を検討する必要があると思われます。例えば、代理人情報の入力を必要な箇所に自動的に取り込んだり、情報入力の簡素化を図ったり、さらに、申請書情報・添付書類情報および構成管理情報や電子署名のあり方を資格者代理人用に特別に設定するなどです。
- d、もちろん、オンライン申請において資格者代理人が一般申請人と異なる取扱いをされるには、資格者団体の電子証明書を添付し、資格者の本人性確認を行う必要があります。
- e、こうした取扱いは、資格者代理人のオンライン申請の利用を促進することになります。このことはオンライン登記申請制度の主目的である国民の利便性の向上に大きく貢献することになると思われます。即ち、不動産登記申請自体のスピードアップや早期順位確保といった権利保全上のメリットを国民が享受できることにつながります。

### (3) 構成管理情報

ア、構成管理情報とは、単件・連件に係らず、配下の個別事件情報を管理し法務省オンライン申請システム内において一連の案件として管理するためのファイルです。連件の順序や連件事件の内容を利用者が把握できるような情報と、申請書、添付書類、署名情報を関連付けするために以下の項目が必要となります。

#### イ、構成管理情報の管理項目

##### (ア) 管轄登記所情報

1個の連件一括申請を送信する管轄登記所を申請登記情報から自動的に検出し表示します。

##### (イ) 事件数

1個の連件一括申請に含まれる登記事件数を自動的に検出し表示する。追加できる事件数には理論的には制限はありません。単件申請の場合、事件数は1とします。

##### (ウ) 申請人情報

申請人情報（氏名、住所）を自動的に検出し表示します。申請書情報に代理人が存在する場合には、代理人情報も自動表示します。本人申請では当事者の人数分を申請書情報から自動表示します。申請人情報は、照会番号・パスワード通知先、登記完了通知先を兼ねるものとします。申請人情報により、本人申請における登記権利者、登記義務者の区別、連絡先としてのメールアドレスや電話番号情報等も含まれます。

申請人情報						
順序	事件名	代理人情報	申請人情報	メールアドレス (※)	登記識別情報 取得者	電話番号
1	抵当権抹消	代理一郎	甲野太郎		★	
			丙銀行			
2	所有権移転	代理一郎	乙原花子		★	
			乙原空子		★	
			甲野太郎			
3	抵当権設定	代理一郎	丙銀行		★	
			乙原花子			
			乙原空子			

※ メールアドレスは照会番号・PW通知先、登記完了通知通知先

★ 登記識別情報取得者

(エ) 代理人情報

代理人情報（氏名、住所）を自動的に検出し表示します。照会番号・パスワード通知先、登記完了通知先を兼ねるものとします。また、資格者代理人と資格者以外の代理人の区別を可能とする情報、連絡先としてのメールアドレスや電話番号情報等も含まれます。

代理人情報					
資格の有無	資格名	代理人氏名	代理人住所	メールアドレス	電話番号
有■無□	司法書士	代理一郎	東京都新宿区本塩町		
有■無□	司法書士	代理二郎	東京都千代田区麹町		

※ メールアドレスは照会番号・PW 通知先、登記完了通知通知先

(オ) 登録免許税納付番号通知先

登録免許税納付番号の通知先情報（氏名、住所、電話番号等）を格納し表示する。資格者代理人申請の場合は自動的に検出し表示します。本人申請は申請書情報入力等で指定した当事者の中から1名を選択します。

(カ) 登録免許税総額情報

1個の連件一括申請の登録免許税合算金額。各申請書情報から自動的に検出し合算表示します。

(キ) 事件の順序

1個の連件一括申請に含まれる登記事件の順序を自動的に検出し表示します。追加した事件の順序を自由に変更できます。登記所システムにおいては順序のとおり受付番号が付与されます。なお、事件一覧では下記(ク)～(シ)を一覧で表示します。

事件一覧		順序並べ替え		↑ 前へ	↓ 後へ		
順序	事件名	権利者（筆頭者）		義務者（筆頭者）		免許税額	添付書類情報（※）
1	抵当権抹消	1	甲野太郎	1	丙銀行		▲
2	所有権移転	2	乙原花子 外1名	1	甲野太郎		▲
3	抵当権設定	1	丙銀行	2	乙原花子 外1名		▲
4	抵当権設定	1	丁銀行	2	乙原花子 外1名		▲
登録免許税合計金額→							

※ 添付書類情報に関しては（▲）部分をクリックすると、各事件後との添付書類一覧が表示されます。

(ク) 事件名

1 個の連件一括申請に含まれる登記事件の件名を自動的に検出し表示します。

(ケ) 権利者情報

1 個の連件一括申請に含まれる登記事件の権利者の筆頭者および人数を自動的に検出し表示する。所有権保存等単独申請の場合も表示します。

(コ) 義務者情報

1 個の連件一括申請に含まれる登記事件の義務者の筆頭者および人数を自動的に検出し表示します。所有権保存等単独申請の場合は表示されません。

(サ) 登録免許税額情報

1 個の連件一括申請に含まれる登記事件の登録免許税額を自動的に検出し表示します。

(シ) 添付書類情報

各事件に添付される添付書類の書類名とファイル名を実際のフォルダの中から選択し一覧表示します。

各事件毎の添付書類一覧

添付書類情報 順番 1 所有権移転 権利者：乙原花子 外 1 名 義務者：甲野太郎			
	書類名	ファイル名	備考
	登記識別情報	¥SINSEI1¥SIKIBETU.XML	
	登記原因証明情報	¥SINSEI1¥GENIN.XML	
	委任状	¥SINSEI1¥ININ.PDF	

#### (4) 個別事件情報

ア、個別事件情報の管理項目

(ア) 各申請書情報 (データ)

各事件毎に必要なとされる登記事項をXMLデータとして保存。

(イ) 登記識別情報 (添付書類)

法務省専用ソフトを利用して義務者が添付書類として作成。

(ウ) 登記原因証明情報（添付書類）

書類の作成は権利者・義務者もしくは代理人が行い、権利者・義務者・代理人が電子署名を施します。

(エ) 委任情報（添付書類）

書類の作成は権利者・義務者等の依頼人が行い電子署名を施します。

(オ) その他添付書類

その他の添付書類がある時は追加します。

※ 上記ア、の管理項目は1連件を1フォルダ内に保存するものとします。もしくは法務省オンライン申請システムにおいて利用者用の連件単位のBOXを設け、ファイルの実際の保存場所にかかわらず、特定連件の構成管理情報と関連付けを行なうものとします。

## (5) 添付書類情報

### ア、登記原因証明情報の提供方式について

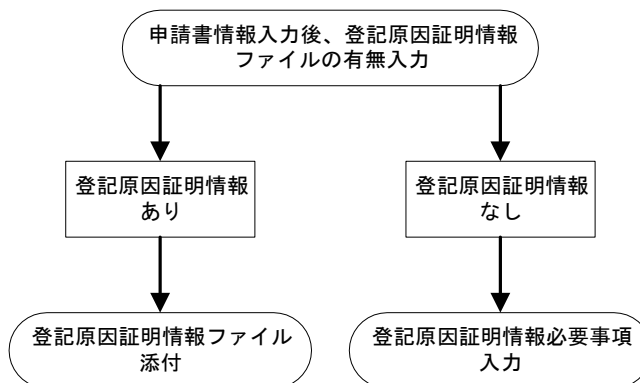
(ア) オンライン登記制度研究会最終報告書では、登記原因証書がない場合の申請書副本による申請は廃止され、登記原因を証明する情報（登記原因証明情報）の提出が求められています。その内容として、(電子)契約書に限定せず、登記原因に関する具体的事実の報告も認めることとしています。最終報告書によると、典型的な登記申請についての登記原因証明情報の内容として以下の例が示されています。

典型的な登記申請についての登記原因証明情報の内容

申請する登記	登記原因証明情報の内容
売買を原因とする 所有権移転登記	①目的不動産
	②売主(登記義務者)の住所・氏名
	③買主(登記権利者)の住所氏名(共有の場合はその持分)
	④売買契約の成立とその成立の日
	⑤契約が代理人による場合には、その住所・氏名
	⑥売買契約に所有権留保の特約がある場合には、特約の内容と条件成就の事実
真正な登記名義の 回復を原因とする 所有権移転登記	①目的不動産
	②登記権利者が所有権を取得した権利変動の過程(契約の成立とその年月日、契約の当事者、契約に無効事由があれば、その内容等)
抵当権設定登記	①金銭消費貸借の成立とその成立の日
	②金銭消費貸借の内容 債権額、弁済期、利息・損害金、債権の条件 民法第370条ただし書の定めがあればその旨
	③目的不動産
	④抵当権設定者(登記義務者)の住所・氏名
	⑤抵当権者(登記権利者)の住所・氏名
	⑥抵当権設定契約の成立とその成立の日
	⑦債務者の住所氏名
	⑧契約が代理人による場合には、その住所・氏名

(イ) オンライン申請における登記原因証明情報としては既に電子契約書等が存在する場合はそれを添付書類として申請に利用し、存在しない場合は上記情報内容に従ったXMLファイルを作成し添付することになります。その際、事件毎に登記原因を証する入力項目を設定し、さらに、入力必須項目と任意項目を設定する必要があると考えます。

\* 登記原因証明情報の処理手順



## イ、委任状情報

### (ア) 電子委任状の記載内容

- a、委任状の記載形式として、原因証書型委任状と申請書副本型委任状と呼ばれる二種類の委任状があります。
- b、原因証書型委任状は、委任内容が「登記原因証書たる何年何月何日不動産売渡証書記載の通りの所有権移転登記を申請する件」のような書き方であり、登記の目的や委任者以外に登記する事項が記載されず、不動産の表示も記載しないことから、紙の場合は委任内容の追記が容易であり、改竄される可能性が高いといえます。
- c、申請書副本型委任状は原因証書がない場合に用いられる方法で、この場合、登記する事項全部を委任状に記載することになっています。申請書毎に委任状が作成され、登記する事項もすべて記載されることから、委任内容が厳密に特定できます。オンライン登記申請制度研究会最終報告書では、申請書副本による代替制度は廃止することとなっていますが、中間報告書において指摘された通り電子委任状については悪用される可能性があることから、より詳細な内容が記載されている申請書副本型委任状に相当する委任状情報にすべきであると考えます。

### (イ) 電子委任状の委任単位

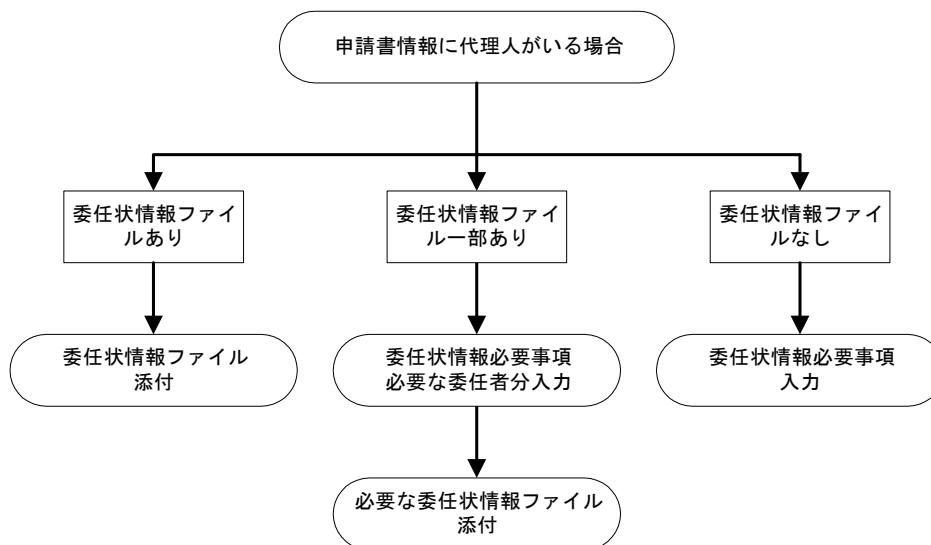
- a、連件一括申請における委任状の委任単位については、以下のような方式があります。
  - (a) 連件一括委任方式  
連件一括申請の中で当事者として関わっている複数申請の委任事項を1つの委任状情報にして、窓口申請で行われているように前件添付、後件添付として扱う方法
  - (b) 単件委任方式  
申請書情報と委任状情報を対にして1申請書情報に1委任状を添付する方法
- b、(a)の連件一括委任方式については、住所移転等の所有権登記名義人変更と売買による所有権移転登記申請の連件一括申請において、1枚の委任状に複数の委任事項を記載し、所有権移転登記申請書にこれを添付し、所有権登記名義人変更の登記申請書の添付書類（代理権限証書）には一部後件添付と記載して、複数申請書を1枚の委任状で済ませています。このような複数申請分の委任事項を1名の委任状で処理する方法は、権利者・義務者個別に委任状を入手しやすいという利点があることによります。しか

し、(a) の場合、原因証書型委任状が一般に利用されており、申請書情報複数に対して委任情報が委任者ごとに1つ存在するということから、申請書情報と委任情報の関連づけを判別しにくいといえます。

c、(b) の単件委任方式は、申請書と委任状を対にして申請する方法です。委任状には原因証書型委任状・副本型委任状いずれの場合もありますが、申請書と委任状や添付書類との関連が判りやすく、関係者に説明しやすいことから、立会の登記ではこの方式が使われています。

d、従って、委任状の委任単位は1申請書に対して1委任状という1対1方式とし、内容は無権代理人による電子委任状の悪用を防ぐためにも副本型委任状に統一すべきであると考えます。オンライン申請における委任状情報についても登記原因証明情報と同様に、あらかじめ作成された電子委任状を添付する方法と新たに入力したXMLファイルでの提出の2通りの方式が考えられます。

\* 処理手順



ウ、登記原因証明情報、委任状情報の申請書情報との一体化について（提案）

（ア）上記の通り登記原因証明情報と委任状情報が存在する場合はファイルを添付することとして、ファイルが存在しない場合は、新たに登記原因証明情報と委任情報を入力する必要があります。

（イ）登記原因証明情報および委任状情報をファイルとして添付する場合と、申請書情報と一体化して取扱う場合とでは、それぞれ以下のようなメリット（網掛け）・デメリットがあります。

ファイルで添付する場合	一体化して取り扱う場合
登記原因証明情報、委任状情報を事前にかつ個別に用意できる	申請書情報と同時でなければ、用意できない
個別に情報を入力する必要がある	共通情報が多いことから、情報の入力が省力化される
委任状情報を個別に作成できることから、個別に署名ができる	申請書情報作成後でなければ、署名ができない。権利者、義務者、代理人など、当事者の人数分回付して署名する必要が生じる
申請書情報、登記原因証明情報、委任状情報それぞれ個別に署名が必要	一体化しているので、複数書類分を各人1回の署名ですますことができる

（ウ）これらのメリット・デメリットを考慮すると当事者または登記の内容によって、どちらにするか利用者が選択できるようにするべきであると考えます。金融機関、企業等では、代表者の電子署名を社外で行うことは困難なことが多く、委任状情報はファイルを使用することが多いと思われます。また、個人の場合は、資格者代理人事務所等にICカードリーダー付のパソコンがあれば、関与者が集まって住基カードでの署名も可能で、このケースでは申請書情報と委任状情報が一体化された情報に署名する方が便利です。

（エ）売買を原因とする所有権移転登記を事例として、それぞれの情報に必要な入力項目は次の表の通りです。表中網掛けを施した部分は固有の入力項目です。

申請書情報	委任状情報	登記原因証明情報
①登記の目的	①代理人（受任者） 住所 氏名	①目的不動産
②原因およびその日付	②委任内容 ・不動産の表示 ・登記の目的 ・登記原因およびその日付	②売主（登記義務者） 住所 氏名
③権利者 住所 氏名 持分	・権利者 住所 氏名 持分	③買主（登記権利者） 住所 氏名 持分
④義務者 住所 氏名	・義務者 住所 氏名	④売買契約成立とその成立の日付
⑤添付書類情報	③委任の範囲	⑤代理人 住所 氏名
⑥申請日・申請先 申請日 申請先	④委任の日付	⑥特約の内容と条件成就の事実
⑦代理人 住所 氏名	⑤委任者 住所 氏名	
⑧課税価格 課税価格 登録免許税		
⑨不動産の表示		

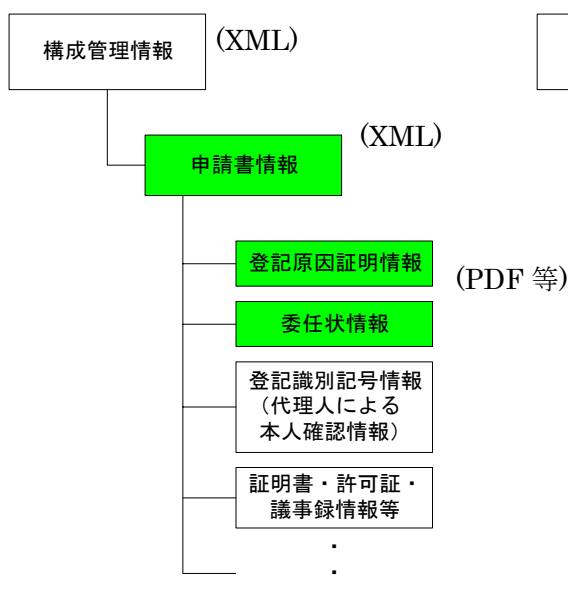
(オ) 登記原因証明情報と委任状情報をファイルで添付する場合と1つの申請書ファイルに一体化する場合の入力項目の数を比較すると以下の通りです。一体化した場合の入力項目数は申請書情報、委任状情報、登記原因証明情報の順に入力し、先に入力した情報の項目と後から入力した情報の項目が共通の場合は、共通項目としてカウントしないことを前提にしています。

ファイルで添付する場合		一体化した場合	
申請書情報	9	申請書情報共通項目	6
		独自項目	3
委任状情報	5	委任状情報共通項目	0
		独自項目	2
登記原因証明情報	6	登記原因証明情報共通項目	0
		独自項目	1
合 計	20	合 計	12

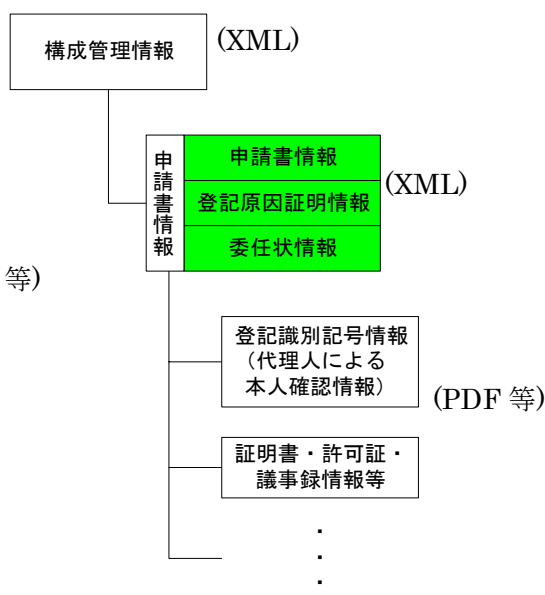
(カ) 上記の表の通り、3つの情報を申請書情報に一体化する方式は、各情報に共通する項目が多く、共通する項目は1回の入力で済ませることができるため、大幅に入力の手間を省くことができます。さらに、3情報それぞれに電子署名を行う必要もなく、権利者、義務者、代理人は一度の署名ですますことができます。

(キ) これまでに述べた登記原因証明情報、委任状情報を個別ファイルとして添付する方法と登記原因証明情報、委任状情報を一つのファイルに一体化する方法について、申請データの構成例を図に示すと以下のようになります。

・ファイルで添付する場合の構成



・一体化する場合の構成



(ク) 登記原因証明情報、委任状情報を申請書情報に一体化して入力する方法は重複入力を必要としないメリットはありますが、同じデータが登記原因証明情報、委任状情報に注意せずとも自動生成されたり、委任関係の発生や登記原因の発生と署名という順序性を踏まないため申請人の注意が散漫になりやすいというデメリットもあります。従って、この方式は資格者代理人のみに認められるべきであると考えます。

本人申請および無資格者代理人の場合は、登記の正確性を確保するという観点から、個々のファイルを添付する方法のみにすべきであると考えます。

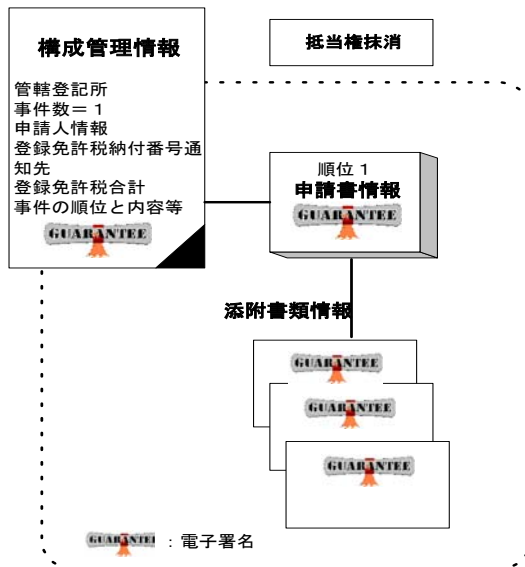
資格者代理人の場合は、登記権利者・登記義務者の本人確認を行い、登記原因を確認したうえで申請書情報と一体化した登記原因証明情報を作成するという手順を踏んでいるため、登記の真正性を確保できるといえます。

## (6) 電子署名情報

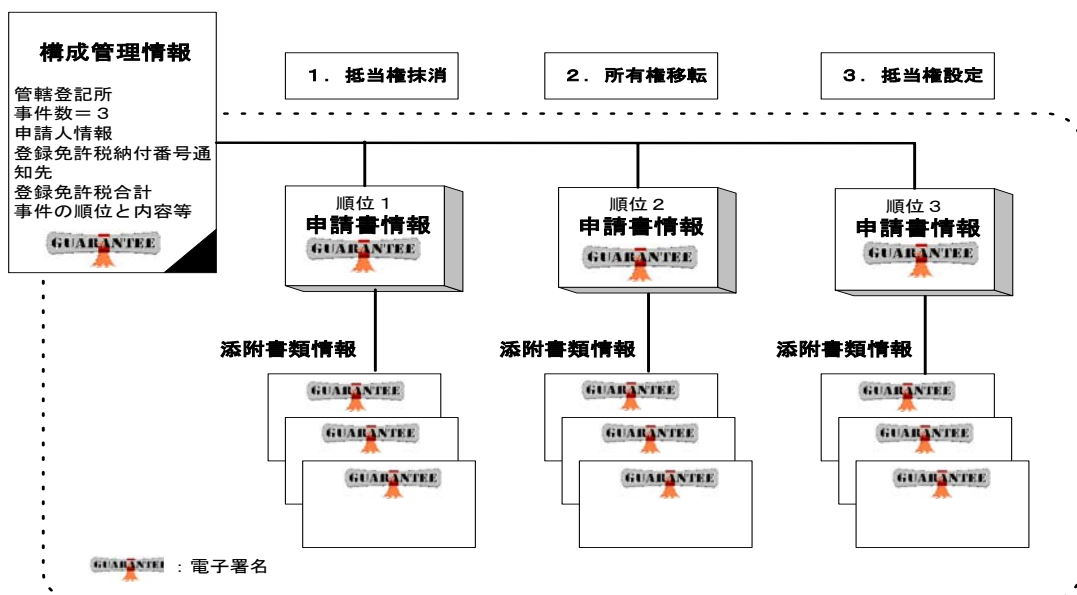
### ア、単件申請と連件一括申請の電子署名

本提案における申請データの構造は、単件申請と連件一括申請ともに同一であり、単件、連件に限らず個別申請情報の管理を目的として構成管理情報を添付しています。従って、署名の基本的な構造も単件と連件での相違はありません。単件申請および連件一括申請について、各情報と署名の関係は以下のとおりです。

#### 単件申請



#### 連件一括申請



イ、本人申請と資格者代理人申請の場合の電子署名

(ア) 添付書類の添付方式としては以下の2通りがあります。

- a、申請書情報については本来の申請書の内容のみとして登記原因証明情報と委任状情報を添付書類として添付する方法
- b、本来の申請書の内容に登記原因証明情報と委任状情報を一体化したXMLファイルとして処理する方法

(イ) さらに、bについては、資格者代理人のみとし、本人申請および無資格者代理人の場合はaの方法のみに限定することとしています。これら取扱い方法の可否について申請形態別に比較すると以下のとおりです。

**登記原因証明情報、委任状情報の取り扱い方法の可否**

	a. 添付書類として添付する方法	b. 一体化したファイルとして処理する方法
本人申請	○	×
無資格者代理人申請	○	×
資格者代理人申請	○	○

(ウ) 添付書類情報については、法務省オンライン申請システムで使用可能なファイル形式で作成され、必要な添付書類情報に該当者が個別に電子署名を施し、これらが集められてオンライン申請に利用されることとなります。構成管理情報および申請書情報については、本人申請、無資格者代理人申請、資格者代理人申請の申請形態により署名者を限定する必要があります。また、資格者代理人の場合は、前項で述べた登記原因証明情報等が添付ファイルか、一体化ファイルでの取扱いによって、署名者は以下のとおりとすべきであると考えます。

a、本人申請

窓口申請と同様の扱いとし、構成管理情報および申請書情報の両方に、権利者・義務者が署名します。

b、無資格者代理人申請

無資格者代理人の申請は、権利者・義務者のいずれかが片方に委任して申請をするケースであり、受任者が悪意をもって偽造、なりすましによる不正な登記を防止するために、構成管理情報および申請書情報の両方に、権利者・義務者および無資格者代理人が署名する必要があります。

c、資格者代理人申請（a 登記原因証明情報と委任状情報を別ファイルとして添付）

現行窓口申請と同様な扱いとし、構成管理情報および申請書情報は代理人が署名します。

d、資格者代理人申請（b 申請書情報に登記原因証明情報と委任状情報を一体化の場合）

申請書情報に登記原因証明情報、委任状情報が含まれることから、申請書情報には権利者・義務者および代理人が署名を行い、構成管理情報には代理人が

署名します。以上を表にまとめると以下のとおりです。

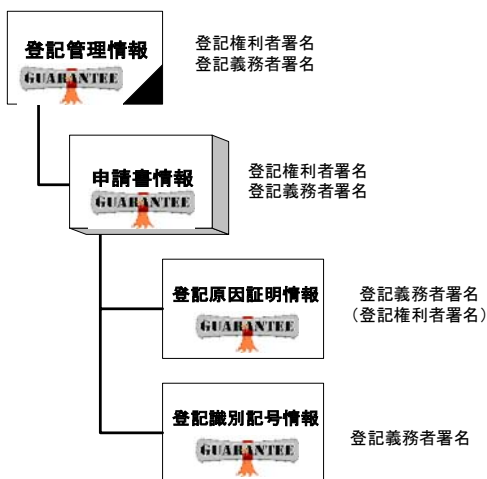
構成管理情報、申請書情報の署名者

	構成管理情報	申請書情報
[本人申請]		
権利者	○	○
義務者	○	○
[無資格者代理人申請]		
権利者	○	○
義務者	○	○
無資格者代理人	○	○
[資格者代理人申請]		
①別ファイルとして添付する場合		
権利者	×	×
義務者	×	×
資格者代理人	○	○
[資格者代理人申請]		
②一体化したファイルで扱う場合		
権利者	×	○
義務者	×	○
資格者代理人	○	○

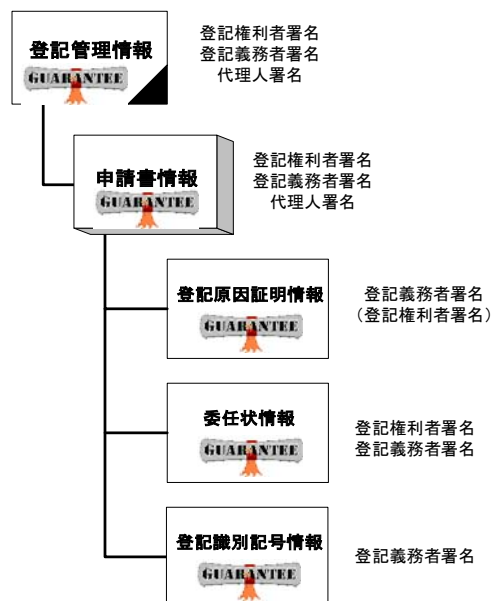
(エ) これまで述べた各情報について署名者との関係を申請形態、登記原因証明情報・委任状情報の取り扱いの別により整理すると以下の図のとおりです。

[本人申請]

本人申請の場合の署名者

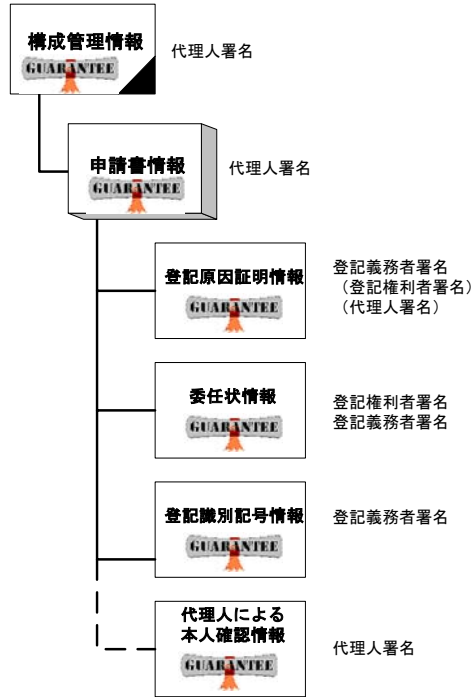


無資格者代理人申請の場合の署名者

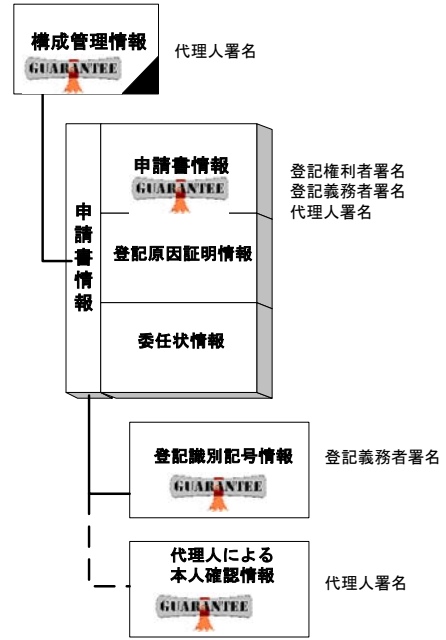


[資格者代理人申請]

資格者代理人申請の場合の署名者  
(登記原因情報・委任状情報ファイル添付の場合)

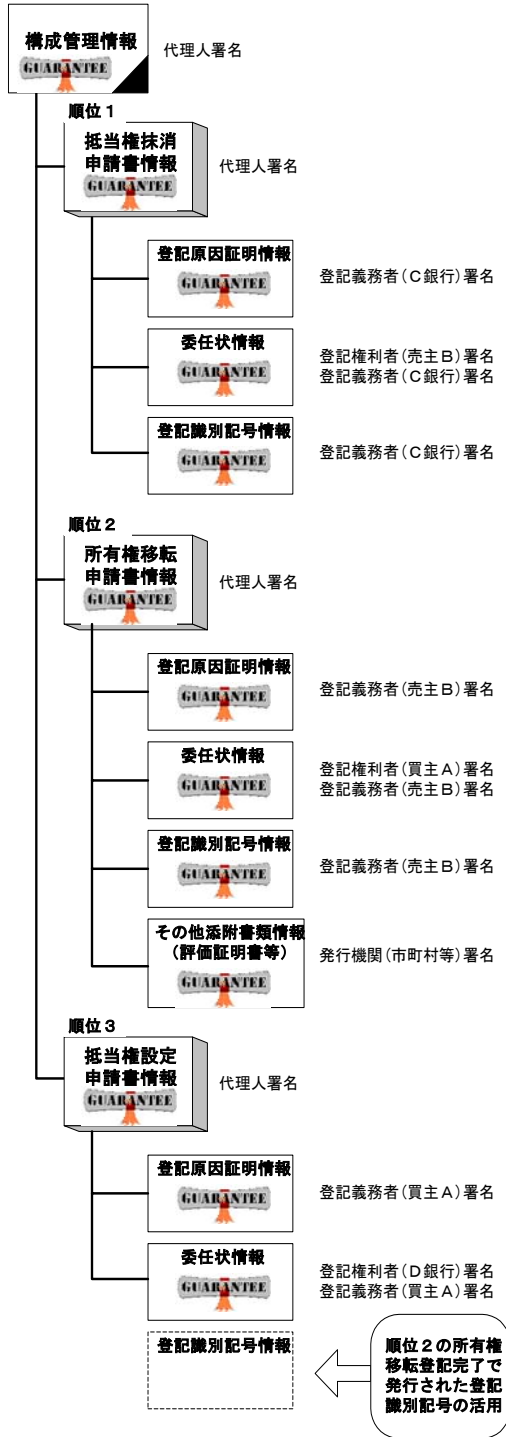


資格者代理人申請の場合の署名者  
(登記原因情報等を申請書情報に一体化の場合)

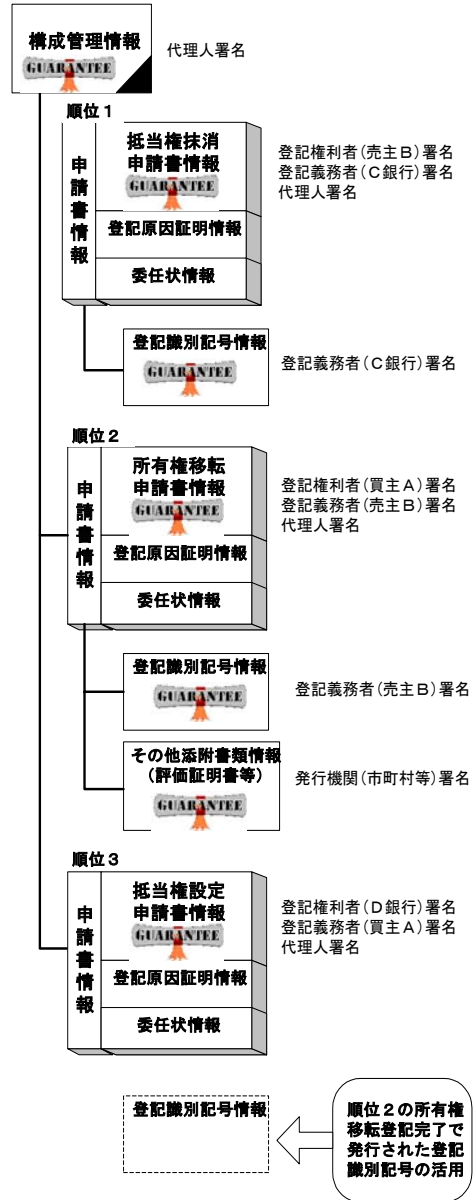


[ 抵当権抹消登記、所有権移転登記、抵当権設定登記の連件一括の資格者代理人申請 ]

資格者代理人申請  
(登記原因情報・委任状情報ファイル添付の場合)



資格者代理人申請  
(登記原因情報等を申請書情報に一体化の場合)



### 3、まとめ

- (1) 平成15年3月25日から法務省オンライン申請システムが稼働開始しましたが、平成15年には公的個人認証、平成16年には歳入金電子納付システムの実施をへていよいよオンライン登記申請も実現が近くなっています。スタートしたオンライン申請が幅広い国民に利用され、登記申請の利便性が向上することがこの制度の大目標であると思われます。
- (2) 既に見てきた通り、オンライン申請における連件処理方法が不動産取引の実態にあっているかどうか、また、資格者代理人がこの制度を幅広く利用するかどうかによって、オンライン申請制度の稼働率は大きく変化すると思われます。そして、資格者代理人がオンライン申請を多く利用することは、その背後にある国民がまさにオンライン申請によるIT化のメリットを享受できることでもあります。こうした意味で、資格者代理人のオンライン申請利用促進のための具体的な方策を是非ご検討いただきたいと考えます。
- (3) 現在の紙申請においても多くの資格者代理人は既にワープロシステムではなく専用コンピュータシステムを利用している現状を考慮していただき、資格者代理人が利用する登記専用システムと法務省オンライン申請システムをシームレスに連携させるために、連件に関する構成管理情報や個別事件情報のファイル構成やデータ形式などの仕様を公開していただきたい。そうすることによって、民間のシステム開発が促進され、よりオンライン申請システムの利用促進につながるものと考えます。
- (4) また、複数管轄登記所にわたる抵当権設定・追加設定の場合、現行の窓口申請では、最初の登記所に申請し、登記完了後、当該登記所の登記簿謄本を添付して別の登記所に追加設定の申請をします。しかし、金融機関等の融資に対する担保設定での権利保全を考えた場合、オンライン申請において管轄の異なる担保設定を同時に申請できるとしたら、担保設定と融資の時間が短縮出来るとともに、手続きの手間・費用も軽減され国民の負担軽減にも寄与します。連件一括申請の範囲は超えるとしても、管轄をまたぐ登記等はオンライン申請システムにおける連件一括申請の延長として可能なものがあるのではないのでしょうか。ぜひ、実現を検討していただければと思います。
- (5) さらに、一般利用者にとっては登録免許税を除き紙申請よりオンライン申請にかかわる費用が高くなることは、利用を促進する上での阻害要因になります。利便性の向上が経費の高上につながるものであってはならないと考えます。むしろ、新しい制度を普及推進するためには、オンライン申請に関してなんらかのインセンティブを設け

るなどして、利用者が少しでも新しい制度を利用したくなるような動機付けを持たせることが重要ではないかと思われます。

- (6) e-Japan 構想実現のための各省庁の電子申請システムは、現在はスタートすることに第1目標が置かれている感があります。しかし、ITに関するテクノロジーの発達は目を見張るものがあり、今後はセキュリティー面も含め、さまざまな面で随時見直しや改善が必要とされてくるものと思われます。そうした中で、私達、電子申請推進コンソーシアムにおいては、これからも、最新の技術に基づいたオンライン申請の普及・推進のための新たな提案を行なっていきたいと考えております。